

### 第3回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年6月9日(金)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 2番 青木一人 3番 野坂時夫 5番 杉山幸進  
6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男 8番 沖津由藏  
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 1番 菊池國廣
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件  
  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
  
報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について  
  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
  
議案 第3号 非農地証明願の承認について

事務局長            それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年6月1日に招集告示致しました「令和5年度第3回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は7名で、1番 菊池委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、菊池委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉            (～会長あいさつ～)

事務局長            それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉            それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

5番 杉山幸進 委員、6番 秋田孝明 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田            それでは1ページをお願い致します。

事務局 秋田 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものがあります。今回は相続1件の12筆、面積51,500㎡であります。また、斡旋の希望はございません。なお届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 2ページをお願い致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので現地調査を実施致しました。

番号1は、〇〇〇〇に位置しており、現況は原野で雑草やかん木が生い茂っておりました。

続きまして番号2については、まず〇〇〇〇に位置しております。現況は山林化しておりました。続きまして、〇〇〇〇となります。現況は〇〇〇〇されておりました。その他〇〇〇〇については〇〇〇〇に位置しております。まず〇〇〇〇は、雑草が生い茂っており原野化しておりました。〇〇〇〇については、〇〇〇〇として利用されておりました。〇〇〇〇については〇〇〇〇として利用されておりました。

以上、周辺の状況及び地形等を総合的に考慮し農地として活用できる見込みが無い事、また、農地への復旧が困難なことから非農地として回答致しました。3ページと4ページに各それぞれの位置図を載せております。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 他ご意見ございませんか。

(意見なし) 意見なしと認め、報告第 2 号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは 5 ページから 6 ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は 5 月 29 日 (月) に農業委員 2 番 青木委員及び農地利用最適化推進委員の鳥山委員と濱辺委員、並びに事務局の 4 名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は 2 件でございます。

まず番号 1 については、所有者が高齢である為に父から子へ贈与するものであります。農業用機械も所有しており、今後の農地の管理も可能である旨、確認済みであります。

続きまして番号 2 について、6 ページをご覧ください。こちらは所有者が相続により取得しましたが、今後自分で管理が出来ないことから売買するものであります。現在は、別の耕作者が牧草を作付けしておりますが、耕作者に確認したところ、譲受人が麦を作付けするとのことで双方より確認済みであります。また産業振興課への申請も麦の作付けとして提出確認済みであります。

申請地の図面は、7 ページから 8 ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員よりご報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 鳥山

(～現地調査結果報告～)

議長 長倉

ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 よろしいですか。それではこれより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは9ページをお願い致します。  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。

今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、甲種農地・第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。農地区分はその他の農地となります。農地転用許可の見込みについては、第3種農地及び非農地に代替地がない場合に限りです。申請書へ代替地を検討した結果が分かる書類を添付していることを確認済みであります。転用計画は譲受人である娘が父の所有する農地の一部を分筆し、〇〇〇〇を建築する計画であります。譲受人は現在、〇〇〇〇として勤務していますが、両親の援助により新規に建築し開業したいとの事です。また、申請地は自宅からも近いため通勤も考慮した結果、当該地に決定したとのことです。申請地の図面は10ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 鳥山 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 他質疑ございませんか。  
(質疑なし) 他質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは11ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。  
今回の申請は2件でございます。

番号1については、相当前から〇〇〇〇のため、地目変更を希望するものであります。

続きまして番号2の1及び2の2は、明らかに山林の様相を呈していたため、地目変更の指導をしたものであります。

番号2の3については、〇〇〇〇し、地目変更するため非農地証明を希望するものであります。申請地の位置図は12ページから13ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 濱辺 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 よろしいですか。

(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

議長 長倉            これをもちまして、令和5年度第3回農業委員会定例総会を閉会  
致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年6月9日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男            ⑩

議事録署名者 杉山 幸進            ⑩

議事録署名者 秋田 孝明            ⑩